

緊急事態宣言解除後の職員の勤務体制

1 趣旨

現在、新型コロナウイルス感染症に係る本県対処方針に基づき、職員の在宅勤務の活用により出勤者の原則7割削減を目指し取り組んでいる。緊急事態宣言解除後においても、引き続き在宅勤務を推進し、感染予防対策に継続して取り組む。

2 県対処方針（庁内の対応等（抜粋））

現 行 (特定警戒都道府県)	改 正 後 (特定警戒都道府県以外の都道府県)
○職員の在宅勤務の活用による出勤者の原則7割削減を目指す。 (在宅勤務システムの増強、同時利用人数の拡充) ○職員の感染予防対策 ・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用	○職員の感染予防対策 ・在宅勤務・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用

3 具体の対応

在宅で出来る業務の仕分けを行い、業務の特性や進捗状況等を勘案の上、当面5月中は、可能な範囲で在宅勤務を推進する。

【取組内容】

- ① 業務が本格化する中で、事業を早急に進める必要がある所属や、在宅勤務に馴染まない所属については、必要な体制を確保する。
- ② ①以外で、一定の在宅勤務の実施が可能な所属については、所属長は、基礎疾患がある職員や妊娠中の職員に配慮するとともに、職員の家庭事情等も考慮の上、在宅勤務を推進する。

※ 出勤者を通常時の3割削減することを目安として、ローテーションによる在宅勤務に取り組む。

[現行] 3班体制のうち1班が出勤 → [見直し後] 3班体制のうち2班が出勤
 (例: 3週で2日、2日、1日出勤 → 3週で3日、3日、4日出勤)

- ③ 職員が出勤する場合には、引き続き時差出勤やフレックスタイム制を活用するとともに、職場において感染予防対策を徹底する。

※再度、緊急事態宣言対象地域（特定警戒都道府県）に指定された場合の対応

・現在の取組内容と同様、在宅勤務の活用による出勤者の原則7割削減を目指す。

[参考] 国の基本的対処方針における事業者への出勤等に係る要請内容(概要)

特定警戒都道府県	特定警戒都道府県以外の都道府県
・事業者に対して、引き続き、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進するよう働きかける。	・今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、ローテーション勤務等の人との接触を低減する取組を推進すること。